

四條畷市通学路等交通安全プログラム

～子どもたちの通学路等の安全確保に関する取組の方針～

令和5年3月

四條畷市通学路等安全推進会議

本プログラムにおける「通学路等」の定義

通学路等＝小中学校の児童生徒の通学路及び保育施設の園児が散歩等で、日常的に集団で移動する経路

1 プログラムの主旨

本市では、主として交通安全の観点から危険と認められる箇所について、各市立小学校等からの要望に基づき、道路管理者及び交通管理者と対策を検討実施してきました。

平成24年4月以降、全国で児童等が登下校中に死傷する事故が相次いで発生したことから、通学路における交通安全を確保するため、各小中学校の通学路等について、関係機関連携のもと、緊急合同点検を行い、必要な対策を講じてきました。

併せて、関係機関が集う通学路等の安全推進体制を立ち上げ、学校や保育施設が抽出した危険箇所の合同点検や点検結果に基づく対策をはじめ、その効果の把握と検証、そして検証結果からさらなる取り組みへ繋げたく「四條畷市通学路等交通安全プログラム」を策定することで、子どもたちが日常的に集団で通行する道に重点をおいた交通安全対策の推進を図るとしました。令和元年5月に滋賀県大津市で発生した、集団で歩道を通行中の園児らが死傷する事故を受け、関係機関連携のもと安全点検を実施するとともに、保育施設の園児が散歩等の園外活動で、日常的に集団で移動する経路についても必要な対策を講じてまいります。

今後は、本プログラムに即し、関係機関が連携のうえ、子どもたちが安全に通行できるよう継続的に通学路等の安全確保に取り組めます。

2 通学路等安全推進会議の設置

プログラムに係る関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路等安全推進会議」を設置しました。本プログラムにおいて、教育委員会（学校教育課）、都市整備部（建設管理課）を本組織における事務局とします。

区分	機関・団体名	主な役割	関係部署等
学校関係者	教育委員会 (学校教育課)	○危険箇所の把握 ○児童生徒への指導	・各小中学校 ・PTA代表者 ・その他関係者
保育施設関係者	子ども未来部 (子ども政策課)	○危険箇所の把握 ○散歩コースの見直しの把握	・各保育施設 ・大阪府福祉部子ども室(子育て支援課)
道路管理者	・都市整備部(建設管理課・建設整備課) ・大阪府枚方土木事務所 ・国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所 北大阪維持出張所	○道路施設に関する全般 (道路施設の整備、修繕、維持管理等)	
交通管理者	大阪府警察本部 四條畷警察署(交通課)	○道路交通に関する全般 (交通規制、取締り等)	
防犯関係	都市整備部 (危機管理課)	○防犯に関する全般	

※関係部署等については、必要である時に意見を聴取することができるものとする。

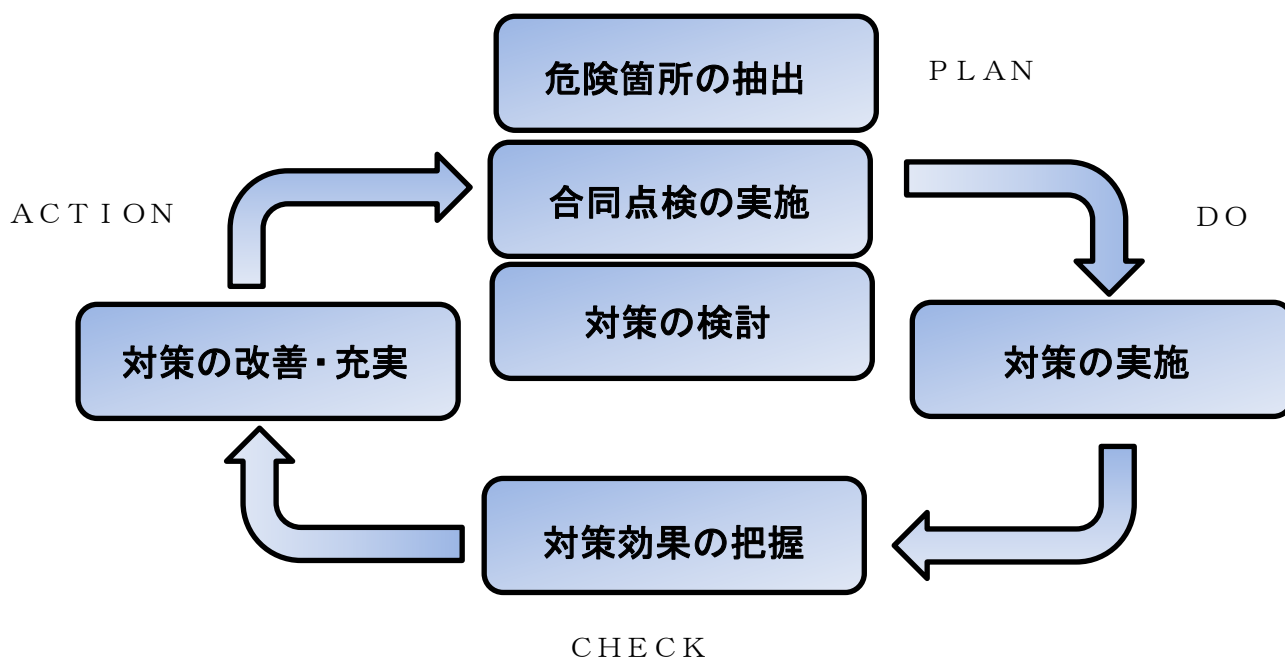
3 取組み方針

(1) 基本的な考え方

継続的な通学路等の安全確保のため、抽出した危険箇所について関係機関による合同点検や対策の検討を行い、点検結果に基づく対策の実施、対策効果の把握と検証、検証結果による対策の改善を図ります。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路等の安全性の向上を図ります。

【通学路等の安全確保のためのPDCAサイクル】



合同点検の実施状況

(2) 合同点検の概要

①合同点検の趣旨

通学路等における危険箇所を学校関係者、保育施設関係者、道路管理者、交通管理者の関係機関が合同で点検を行い、それぞれの立場から交通安全対策の検討を経て、実施していきます。

なお、点検の対象は、通学路等（保育施設の園児が散歩等で、日常的に集団で移動する道路を含む）、学校等の新設や統廃合等に伴い、将来的に通学路等になることが予測される道路とします。

安全対策の実施で、危険箇所に対して即効性のあるものを短期的対策として、ソフト・ハードの両面から安全対策を行い、両面を組み合わせることで、より効果的な通学路の交通安全対策を実施します。

歩道の拡幅や信号機の設置（歩行者溜りが必要）など、道路用地を新たに買収することで費用と時間及び沿線住民の協力が必要なものは、長期的対策とします。

【ソフト面の対策】	【ハード面の対策】
① 通学路の見直し ② 保育施設による散歩コースの見直し ③ 保護者や職員による交通誘導 ④ 児童や保護者への交通安全教育 ⑤ 交通指導及び取締りの強化 等	①路面標示による啓発 ②路肩のカラー化 ③防護柵の設置 ④歩道の新設、拡幅 ⑤注意喚起を促す看板の設置 等

②合同点検の実施時期

市内の小中学校や保育施設の通学路等を対象に、1年に1回実施します。

その他緊急を要する箇所については、要望により、その都度実施します。また、1年に1回進捗状況の確認をします。

③危険箇所の抽出

通学路等における危険箇所の抽出は、各小学校がPTA等の意見をもとに行うほか、各保育施設が行います。また、この時点でより安全な通学路や散歩コース等の確保が可能であれば、各ルートの変更を行います。

④合同点検の実施

通学路等安全推進会議において各危険箇所を精査のうえ、点検の必要箇所を設定し、学校関係者、保育施設関係者、道路管理者及び交通管理者の関係機関で実行へ移ります。なお、学校関係者、保育施設関係者は、点検箇所が所管の子どもの移動経路にあたる場合、必要に応じて参加します。また、各組織に係る関係部署においても、必要であれば点検に参加していくものとしします。

⑤対策の検討

点検により明らかになった対策が必要な箇所は、ソフト面、あるいはハード面からの対策について、具体的な対策メニューを検討します。

⑥対策の実施

検討した対策メニューについて、関係機関が相互に連携を図りながら対策を講じます。

⑦対策効果の把握と検証

対策実施後に各関係者へのアンケートやヒアリング等を実施するなど、対策効果の把握を実施します。

これらにより、長期的対策の必要性といった、継続的な効果の把握と検証を実施します。

⑧通学路等交通安全プログラムに係る取組み

時期	内容	備考
4 月	通学路等の確認	・ 保護者⇒学校 ・ 保育施設
5 月	各施設における危険箇所の抽出	各施設⇒担当部署
7 月	危険箇所の取りまとめ	構成員
8～9 月	危険箇所の確認 ・ 対策の検討	構成員
9 月	通学路等安全推進会議 ・ 当該年度分の対策内容等とりまとめ （合同点検必要性の検討） ⇒合同点検の実施 ・ 過年度対策実施分の把握	構成員
10 月	・ 対策実施に係る費用の算出、予算化等	構成員
翌年 1 月	・ 対策必要箇所の進捗状況確認及びとりまとめ	構成員

翌年 3 月	・ 四條畷市ホームページでの公表	教育委員会 (学校教育課)
--------	------------------	------------------

※対策必要箇所については、関係機関において実施時期を検討し適宜実施していくものとする。

※予定スケジュールであり、関係機関の調整により前後する場合がある。

(3) その他の安全対策

年に一度、各小学校が通学路を指定する際、P T A等からの意見や宅地開発や道路整備等による周辺環境の変化を参考に、既存の通学路にとらわれず、より安全な通学路の指定を実施します。また、散歩コースについては各保育施設が設定していることから、より安全に通行できるルートの模索など、交通安全の確保について、注意喚起を促します。

(4) スクール・ゾーン、キッズ・ゾーンの設定

教育委員会および学校において、学校の周囲における交通安全対策につなげるため、スクール・ゾーンの設定及び定着を積極的に推進します。また、保育施設関係者において、保育施設が行う散歩等安全性を確保するため、キッズ・ゾーンの設定を検討します。併せて、各施設、地域の警察、道路管理者等から構成される「通学路等交通安全プログラム」にもとづく推進体制等を活用し、必要な交通規制や交通安全施設の整備等について協議するなど、子どもの安全な通行を確保するための取組みを進めます。

4 通学路等交通安全対策箇所、対策箇所図の公表

点検結果や対策内容については、本市の取組みを広く発信するとともに、市民皆様が児童生徒の安全対策を意識いただきたく、各施設の「通学路等交通安全対策箇所一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、四條畷市ホームページでの公表を行います。